

資格課程等の登録を希望されるみなさまへ

「子ども性暴力防止法」施行に伴う 犯罪事実確認について（重要）

2026年12月25日に「子ども性暴力防止法」が施行されます。本法律は、学校・保育所・学習塾などの教育・保育等に携わる事業者に対して、子どもを性暴力から守るためのさまざまな措置を義務づけるものです。これに伴い本学においても、入学後に教職・社会教育主事等の資格課程登録を希望されるみなさまに重要なお知らせがあります。

1. 法律施行による資格取得への影響

- 性犯罪前科がある場合、実習等に参加できることにより、資格取得が不可能となる場合があります。

2. 実習等における性犯罪前科の確認について

以下のような実習等が予定されている場合、実習生も事業者（実習先）による性犯罪前科確認の対象となる可能性があります。

- 子どもと一对一になる場面が実習上予定されている
 - 実習期間が長期にわたる
 - 実習内容が「支配性・継続性・閉鎖性」を有すると判断される場合
- ※最終判断は実習先事業者が行います。

3. 性犯罪前科の確認が必要と判断された場合

- 実習生本人が、こども家庭庁に対して戸籍情報等の提出を行い、前科の有無を確認します。
- 性犯罪前科があると確認された場合、こどもと接する実習等に参加することはできません。

4. 誓約書の提出について

- 実習等の開始前に、「性犯罪前科がないことの誓約書」の提出を求められます。
- 提出時期・方法につきましては、決定次第あらためてご案内いたします。

■ 制度の詳細

こども家庭庁「こども性暴力防止法」特設ページ

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

問い合わせ先：愛知学院大学 教職支援センター 電話番号 0561-73-1111(代表)